

10年間(2006～2015年)の勤務労働条件の主な変遷

この10年間は、2006年の「給与制度の構造見直し」をはじめ、2009年4月の政令市移行を前にした「休暇制度・給料表の国どおり化」や、国家公務員に対して強行された東日本大震災の復興支援を建前とした2013年7月から9ヶ月間の理不尽な「賃金削減」につづく2015年の「給与制度の総合的見直し」など、あらゆる勤務労働条件に対して国・総務省主導の多くの⁶⁶押し付け⁶⁷がありました。

次の表は、こうした下でも改悪を最小限に留めながら回復・改善の機を逃さず闘ってきた交渉の経過です。

《表の見方》

- ・暦年で表示し、各項目は提案年・妥結年ではなく、実施年で集計しています。
例：「国どおり給料表を直ちに適用したい」と2007年に当局提案があり、2008年10月実施で妥結。→当局提案欄は2007年、交渉結果欄は2008年に記載しています。
 - ・※囑託は交渉結果のみを掲載しています。
 - ・前後の交渉経過がわかるように、2005年および2016年も掲載しています。
 - ・数多くの交渉がありました。紙面の都合上、主な交渉事項のみ掲載しています。
 - ・「交渉結果」欄の波線・太ゴシックは、前進回答部分です。
 - ・「当局提案」欄における改悪提案は初回のみ掲載し、翌年以降同じ項目は省略していません（〔〕で表記）。
- “もし労働組合(労使交渉)がなかったら”・・・「当局提案」欄どおりの勤務労働条件になっていたこととなります。

正規職員		
	当局提案	交渉結果
2005 (平成17)年	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表：0.3%引下げ 技労表、行2表導入[以降08年迄] ・一時金：0.05月引下げ ・初任給：高卒500円引下げ 格付け、1号引下げ[06年迄] ・扶養手当(配偶者)：500円引下げ ・退職手当：退職時2号特別昇給廃止 ・55歳昇給停止 ・勤務時間：休息时间導入(週40時間) ・住居手当：「その他(4500円)」廃止 ・年末年始特勤：廃止[以降07年迄] 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表：0.3%引下げ <u>技労表、改悪阻止</u> ・一時金：0.05月分引下げ ・初任給：高卒500円引下げ <u>格付け、改悪阻止</u> ・扶養手当(配偶者)：500円引下げ ・退職手当：退職特昇は<u>経過措置を設け廃止</u> <u>勤続期間端数月切捨て廃止(改善)</u> ・55歳昇給停止阻止 ・勤務時間：休息时间導入(週40時間) <u>時間外単価計算時の休日数15→19日に</u> ・住居手当「その他(4500円)」廃止(<u>経過措置3年</u>) ・年末年始特勤：<u>改悪阻止</u> ・子の看護休暇：<u>「家族の看護休暇」に</u>
2006 (平成18)年	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表：平均4.8%・最大7%引下げ 現給保障5年 昇給1号カット(2010年まで) 枠外昇給廃止 ・55歳昇給抑制 ・調整手当：3.7%→地域手当3.0% ・通勤手当：2km未満廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料表：<u>若年層以外平均4.8%引下げ</u> <u>現給保障無期限</u> <u>昇給カット導入阻止</u> <u>技労表、改悪阻止</u> 枠外昇給廃止 <u>号増設の新行政職給料表適用(新8級制)</u> ・55歳昇給抑制 <u>主任主事年齢引下げ(54→52歳)</u> ・地域手当：3.0% (<u>経過措置として3.7%</u>) ・通勤手当：<u>改悪阻止</u> ・家族の看護休暇：<u>中学生も対象</u> ・勤続30年リフレッシュ休暇：新設

	当局提案	交渉結果
2007 (平成19)年	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：高卒初任給 1700 円引上げに準じて引上げ改定 国どおり給料表導入[以降 08 年迄] 一時金：0.05 月分引上げ 初任給：国と同額に引き下げ[以降 08 年迄] 扶養手当：子+500 円、3 人目の子+千円 地域手当：支給対象を旧岡山市域勤務に限定 [以降 11 年迄] 住居手当：国どおり化[以降 14 年迄] 通勤手当：国どおり化[以降毎年] 勤務時間：休憩時間廃止[以降 09 年迄] リフレッシュ特別休暇：廃止[以降 09 年迄] 夏季休暇：4 日→3 日[以降 09 年迄] 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：高卒初任給 1700 円引上げに準じて引上げ改定 <u>国どおり給料表導入阻止</u> 一時金：0.05 月分引上げ 初任給：<u>改悪阻止</u> 扶養手当：子+500 円、3 人目の子+1,000 円 育休：<u>8 週目まで昇給抑制廃止</u> 地域手当：<u>改悪阻止</u> 住居手当：<u>改悪阻止</u> 通勤手当：<u>改悪阻止</u> 勤務時間：<u>改悪阻止</u> リフレッシュ休暇：<u>改悪阻止</u> 夏季休暇：<u>改悪阻止</u> 年末年始特勤：廃止(経過措置 2 年)
2008 (平成20)年	 <ul style="list-style-type: none"> 退職手当：支給率引下げ <p>※以下の項目は以降 09 年迄</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊勤務手当：すべてを見直し 結婚休暇：週休除く 5 日→週休含む 5 日に 産前休暇：8 週→6 週に 育児時間：3 歳→1 歳に 出産補助休暇：3 日→2 日に 子育て休暇：1 歳(男女)→産後 8 週(男のみ)に 家族の看護休暇：中学生→就学前まで子に 忌引休暇：国どおり化 父母の祭日：最小限の日→1 日に 夏季休暇：4 日→3 日に 風水災震火災等休暇：2 週間を超えない範囲→7 日に 妊娠障害休暇：廃止 生理休暇：廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：<u>「賃金水準を守る」「格差を持ち込まない」「誰もが 40 万円到達」と、以下の点を踏まえて国どおり給料表導入(行政職 9 級制)</u> <ol style="list-style-type: none"> ①無期限の現給保障 ②「行政職 3 級在級 7 年で 4 級、4 級在級 5 年で 5 級」を全給料表で適用 ③主任主事到達年齢は行政 42、技労 31 才 ④勤続 15 年で 4 号特昇 ⑤逆転現象防止のため、国と同じ昇格時対応表適用 ⑥技労の早期昇格 ⑦技労は「45 歳以上かつ 5 級 57 号以上」で一時的 10%加算適用 ⑧初任給は「県」以上 ⑨国 6 級水準到達に向けた協議 <u>新しい昇給制度試行(3 年間+1 号)</u> 退職手当：支給率引下げ(経過措置 1 年) <u>2008 年度以降の育休期間は全期間退職手当算定期間に通算</u> 特殊勤務手当：<u>改悪阻止</u> 結婚休暇：<u>改悪阻止</u> 産前休暇：<u>改悪阻止</u> 育児時間：<u>改悪阻止</u> 出産補助休暇：<u>改悪阻止</u> 子育て休暇：<u>改悪阻止</u> 家族の看護休暇：<u>改悪阻止</u> 忌引休暇：<u>改悪阻止</u> 父母の祭日：<u>改悪阻止</u> 夏季休暇：<u>改悪阻止</u> 風水災震火災等休暇：<u>改悪阻止</u> 妊娠障害休暇：<u>改悪阻止</u> 生理休暇：<u>改悪阻止</u> 通勤手当：2km 未満廃止(経過措置 1 年は半額支給)

	当局提案	交渉結果
2009 (平成21)年	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：1.23%引下げ 一時金：0.35月引下げ(夏季0.2月凍結含む) 育児介護早出遅出勤務制度導入 育児短時間勤務制度導入 修学部分休業制度導入 高齢者部分休業制度導入 リカレント休暇制度→自己啓発等休業制度 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：1.23%引下げ 一時金：0.35月分引下げ(臨時職員改悪阻止) 育児介護早出遅出勤務制度導入 育児短時間勤務制度導入 修学部分休業制度導入 高齢者部分休業制度導入 リカレント休暇制度→自己啓発等休業制度に 住居手当：持家廃止 (経過措置5年) 結婚休暇：週休を除く5日 育児時間：1歳までに (経過措置3年) 出産補助休暇：2日に 子育て休暇：産後8週(男のみに) 家族の看護休暇：就学前の子までに (経過措置あり) 忌引休暇：「子」以外は国どおり 父母の祭日：1日に 夏季休暇：3日、<u>半日取得可</u>に 風水災震火災等休暇：7日以内に 妊娠障害休暇：廃止し<u>病気休暇</u>に つわり休暇：廃止し<u>病気休暇</u>に リフレッシュ休暇：<u>R休暇</u>に(勤続25年除く) 勤務時間：休憩時間を廃止し、<u>賃下げなし</u>で週40時間→週38.75時間に 特殊勤務手当見直し(経過措置3年) 年齢別最低賃金廃止
2010 (平成22)年	<ul style="list-style-type: none"> 行政職3・4・5級職員を4級に再格付け 「40万到達」のため、技労職に「ゲート(職務変更試験)」新設 一時金：0.2月引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 「40万到達」のため、技労職に「ゲート(職務変更試験)」新設 一時金：0.2月引下げ 時間外手当：<u>割増率引上げ</u> <u>勤続15年表彰</u>：新設 育休：<u>男性取得要件緩和</u> 家族の看護休暇：<u>取得要件・日数改善</u> <u>短期介護休暇</u>：新設
2011 (平成23)年	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：1職1級制の新給料表(行政8級制)適用 全給料表0.03%引下げ 家族の看護休暇：対象を就学前の子までに 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：1職1級制の新給料表(行政8級制)適用 全給料表、<u>若年層以外0.03%引下げ</u> <u>技労表、最終到達2,300円引上げ</u> 地域手当：3.0%→(全職員)2.9% 住居手当：<u>経過措置額に500円加算</u> <u>厚友会24年在会祝い金(15000円)</u>：新設 <u>新しい昇給制度(4年間+2号)本格実施</u> 家族の看護休暇：<u>当面、中学生までの子を対象</u>とし、中学生は無給。 夏季休暇：<u>1日増(4日)</u>

	当局提案	交渉結果
2012 (平成24)年	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：公民較差マイナス 0.09%分を 12 月一時金で削減 住居手当：400 円引下げ 現給保障：2006 年時廃止(経過措置 2 年) [以降毎年] 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：公民較差マイナス 0.09%分を 12 月一時金で削減 住居手当：400 円引下げ 短期介護休暇：<u>「同居の配偶者の祖父母」も対象とする</u> 育休：<u>取得期間 1 ヶ月以下は期末手当への不利益廃止</u>
2013 (平成25)年	<ul style="list-style-type: none"> 平均 7.5%賃金カット(6 ヶ月間) 退職手当：引下げ(経過措置 3 年) 新たな再任用制度(週 4 日・31 時間) 	<ul style="list-style-type: none"> 平均 5.3%賃金カット(6 ヶ月間) 給料表：<u>技労表、高位号給を 100 円増額</u> 退職手当：引下げ(経過措置 3 年) <u>ゲート通過者の退職手当調整額不利益解消</u> 夏季休暇：<u>取得期間 1 月増(6~10 月)</u> リプロ休暇：<u>新設</u>
2014 (平成26)年	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：公民較差+0.33%を若年層部分のみ増額して解消 一時金：0.15 月分引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：<u>1 級全号・2~5 級低位号を引上げ</u> <u>再任用技労 4 級月額を 9300 円増</u> 一時金：0.15 月分引上げ 地域手当：<u>+0.1% (全職員 3%)</u> 住居手当：<u>経過措置 1 年延長</u> 通勤手当：<u>非課税額引上げ(改善)</u> 夏季休暇：<u>1 日増(5 日)</u> 15 年勤続祝い金(厚友会)：<u>1 万円増</u>
2015 (平成27)年	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：初任給+1,500 円を基本に若年層のみ引上げ 一時金：0.1 月引上げ 「給与制度の総合的見直し」実施[以降 16 年迄] 子育て休暇：産後 8 週→産後 6 ヶ月に 配偶者同行休業制度新設 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：初任給+1,500 円、<u>高位号給でも最低 700 円引上げ(再任用・現給保障含む)</u> 一時金：0.1 月引上げ 「<u>見直し</u>」<u>実施阻止</u> 通勤手当：<u>距離区分のみ国どおり化(改善)</u> 子育て休暇：産後 8 週→産後 6 ヶ月に(<u>男女</u>) 勸奨退職廃止し、応募認定制度新設 育休：<u>代替として正規職員を配置</u>
2016 (平成28)年	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：平均 2%・最大 4%引き下げる「給与制度の総合的見直し」実施(現給保障 3 年)  <ul style="list-style-type: none"> 現給保障：すべての現給保障を廃止 高齢層職員の給与抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 給料表：<u>引下率を、3 級最高号給 40 万円を確保した上で平均 1.7%・最大 3.23%とする「見直し」実施。(現給保障 5 年)</u> ※「<u>見直し</u>」によって生じる財源は非正規の待遇改善に活用 初任給：<u>1,000 円引上げ</u> 退職手当：<u>調整額引上げ</u> 育休：<u>2008 年以前の取得を含め育休期間は全期間退職金算定時に通算</u> 勤続 35 年 R 休暇：<u>新設</u> 現給保障：2006 年時の廃止(<u>経過措置 3 年</u>) 高齢層職員給与<u>改悪阻止</u> 管理職員特別勤務手当：<u>改善</u>

嘱託職員		
実施年	報酬等	休暇等
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 報酬表一律2,700円減額し<u>通勤費相当へ配分</u> <u>通勤費相当「2～10km以上」→「1～20km以上」に改善</u>(第一分類のみ) <u>一時金0.05月引き上げ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>出産補助休暇新設</u> <u>育児時間の男性適用と取得期間を1歳半まで延長</u> <u>「さんかく岡山」職員にも夏季特別休暇を適用</u>
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 報酬表0.3%引下げ 報酬表適用者58歳昇給停止 第二分類報酬 0.3%引下げ <u>幼稚園用務員報酬500円引上げ</u> <u>学校給食調理員報酬1,000円引上げ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>子の看護休暇中学校卒業まで適用</u>
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <u>児童厚生員報酬9,200円引上げ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>子の看護休暇を家族の看護休暇に</u>
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <u>報酬表0.19%引上げ</u> <u>第二分類報酬0.19%引上げ</u> <u>学校給食調理員1100円引上げ</u> <u>一時金0.05月引上げ</u> <u>児童館通勤費相当の区分増設</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>病気欠勤を病気休務へ</u>
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> 通勤費相当2km未満廃止 <u>通勤費相当区分「40km以上」まで増設</u> 第一分類一時金0.35月引下げ 児童館一時金0.1月引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> <u>雇用留保導入</u> <u>公民権行使特別休暇新設</u> <u>裁判員等特別休暇新設</u> <u>災害交通遮断特別休暇新設</u> <u>災害危険回避特別休暇新設</u> <u>今年度限定で新型インフルエンザ特別休暇適用</u> <u>夏季休暇半日取得可能</u> <u>夏季休暇取得期間1月延長(9月迄)</u> 夏季休暇1日減(3日) 忌引休暇、「子」以外国どおり改悪 子育て休暇、育児時間、家族の看護休暇、結婚休暇、出産補助休暇改悪
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 報酬表0.5%引下げ(児童館・第二分類は引き下げ阻止) <u>報酬表「31～32年未満」新設</u> 第一分類一時金0.2月引下げ 児童館一時金0.1月引下げ <u>第二分類にも第一分類と同様の通勤費相当を支給</u> 	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> 報酬表「31～32年未満」新設・年休「8割規定」廃止 <u>第2分類2日付採用でも通勤費全額支給に</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>夏季休暇1日増(4日)</u>・短期の介護休暇対象拡大 <u>今年度限定で東日本震災ボランティア休暇適用</u>
2012年 (平成24年)		<ul style="list-style-type: none"> 病休の「年休1日利用」廃止 <u>協会けんぽ健康診断への補助実施(厚友会)</u>
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> <u>代表的な週30時間勤務以上の第二分類にも病気休務適用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>第二分類にも夏季休暇適用</u> <u>夏季休暇取得期間1月延長</u>
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <u>通勤費相当を公共交通機関実費支給も含め正規と同じに</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>リプロ休暇新設</u> <u>第一分類の夏季休暇1日増(5日)</u>
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <u>報酬表700円引上げ</u> <u>第二分類報酬0.33%引上げ</u> <u>代表的な第二分類報酬を100～1,000円引上げ</u> <u>第一分類一時金0.15月引上げ</u> <u>児童館一時金0.1月引上げ</u> <u>第二分類一時金年12000円引上げ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>第二分類にも雇用留保適用</u> <u>子育て休暇改善</u>
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> <u>報酬表500円引上げ</u> <u>第二分類報酬0.23%引上げ</u> <u>報酬表「33～34年未満」新設</u> <u>第一分類・児童館一時金0.1月引上げ</u> <u>第二分類一時金年8000円引上げ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>交通機関事故等特別休暇新設</u> <u>児童館、幼稚園用務員夏季休暇1日増(5日)</u> <u>再採用時(有期雇用)、年休・社会保険・一時金勤続期間を通算</u>